

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年8月29日（平成28年（行情）諮問第516号）

答申日：平成28年10月6日（平成28年度（行情）答申第387号）

事件名：特定刑事施設の平成28年1月1日現在職員名簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定刑事施設保有「平成28年1月1日現在職員名簿」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月19日付け札管発第616号により札幌矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

処分庁は、法5条6号に該当するとして「被収容者等から不当な圧力等を受けることを懸念した職員が適切な職務の遂行をためらうおそれが認められる」ことを理由にしているが、この内容は何年も前の公開法条文の一部であり、現在は記載されておらず、また、申請人は不当な圧力を加える為に開示を求めているのではなく、暴力及び陵虐を行った職員に対する正当な処分を求める為の開示請求を求めたものであり、部分不開示は、その権利の妨害となるものである。

それに全く何もしない職員に対し「不当な圧力を加える」ということは考え難いことで、申請人と同じように暴力又は嫌がらせ等の不当を受けるから、また、職員が不当な行為を繰り返すからであるとするものである。

処分庁は、法5条4号に該当することも不開示の理由としてるが、この条文には「不開示」と認めるためには「相当の理由がある情報」でなくてはならず、管区長が部分開示を主張する理由に「相当の理由」と認められるものではなく、不当であることになる。

処分庁は、申請人が出した「事実の申告」に対し、公正及び厳正な調査をすることもなく、また有形力の行使も認めておらず、その申告を却

下しており、「職員が不当な圧力等を受ける」ことだけを理由にするのは不公平であり、また、それを理由にするのは不当である。

以上の理由を以って、処分庁が決定した行政文書の部分不開示には、不開示とするに足りる正当な理由が認められない。

よって、申請人が請求した本件対象文書の全部の開示を求める。

(2) 意見書

申請人が行政文書開示請求を行う理由は、①施設及びその職員からの不当な暴行陵虐又は不当の公表のため。②職員達の刑事事件該当事案に対する訴訟手続のため。であることを申し上げておきます。

不開示情報該当性についての意見

ア 法務省は、「情報を開示することで釈放後の報復をほのめかし、職員とその家族に対し、不当な圧力等（以下「不当な圧力等」という。）が加えられるおそれは相当程度高い。」ことを不開示の理由の一つとされている。

(ア) 何の不当も行わない職員が、不当な圧力等を受けるとは考え難く、あるとすれば、それに匹敵するか、それ以上の不当や暴行陵虐を職員から受けていると考えられる。（資料参照 添付略）

(イ) 以前の法に、上記アの文言が組み込まれていたが、現在は削除されている。その条文に正当性がなかったと解するべきであり、職員や施設の不当性が明確になった証明で、上記アでは、正当な不開示理由とは言えない。

(ウ) また、「収容中の処遇等に対する不満ゆえに」と記されているが、施設が行っているその処遇というのは、不満ゆえにと一蹴出来る程簡単なものではなく、(ア)で述べたようにそれなりの不当、不正、暴行陵虐が行われており、また、一番問題なのは、法務省が不服申立によりその事実を承知した上で、何の改善も行わず、また、容認していることであり、その結果「不当な圧力等」という問題になっていると考えられる。つまり、法務省が施設を是正していれば、こういう問題は起こらないと言えるのではないか。

(エ) 「不当な圧力等が加えられるおそれは相当高い。」とされているが実際にはどれ程の被害があるのか。申請人は特定年月より服役しているが、些細な不当や嫌がらせをカウントするなら200件を超え、その内、刑事事件に相当するものは10件以上に上り、酷い嫌がらせをカウントするなら特定年間で50件には上る。申請人にして、この状態であるから、受刑者全体にすれば相当数であることは明白であるが、では「不当な圧力等が加えられるおそれは相当程度高い。」とは職員の不当に対してどれ程の割合であろうか。

法務省は、配下の不当を隠蔽する為に、上記の様な正当性を主張

しているが、果たして本当に施設及び職員の行為が正当であると言えるのか。申請人は、上記の比率を見れば一目瞭然であると考えている。

イ 法務省は、「法5条6号の不開示情報に該当する」としているが、申請人が確認（六法）したが、記述に該当する項目は見当たらなかった。

また、開示をする結果で士気が低下するのであれば上級職員の開示も出来なくなる筈で、正当な職務を遂行している職員は正々堂々としており、消極的になることもなく、逆に不当や嫌がらせ等を行っている職員が報復を怖れて仕事が手につかなくなると考えるのが妥当であろう。

また、「職員の覇気は既に全く無い」、「施設全体の高い士気は警報器が鳴った時だけであること」、「適切な処遇及び管理運営は行われていないこと」等（資料参考 添付略）をかながみれば、この主張も不開示の正当な理由には、なり得ないと考える。

ウ 同じく「法5条4号に該当する」と主張しているが、まず、申請人は冒頭において、2つの理由を申し上げており、職員に対しての不当な圧力等が目的ではない。その為、不当な暴行陵虐に耐え、施設が言うところの「正式な書面及び方法」に依って争っていることを考慮して頂ければ「申請人が不当な圧力等を加える可能性は限りなく低い」と理解して頂けるはずである。そして、それ程「不当な圧力等」を恐れるのであれば、上記ア（ウ）で述べたように何故、法務省は事故が起こらない為にも職員の不当に対する是正、改善を行わないのか。

それを行わず「不当な圧力等」のみを言及するのは片手落ちであり、法を司る省庁の執る行動ではないと、申請人は考えるものである。

エ 処分庁は、申請人が請求した内容（特定A年度～現在までの職員名簿）に対し、「特定刑事施設で保有する職員名簿は保有期間が1年未満であることから、平成B年度のものしか保有していない」という回答であったが、この場合、申請人が求める「刑事事件に該当する職員に対する訴訟の手續」の遂行を妨げるものであり、また、何かのトラブルがあった場合、職員名簿が無ければ対処出来ないのではないのか。

弁護士等を介して出来るのであれば問題は無いが、それが出来ないのであれば、相当な問題が生じるのではと考える。

また、本当に保有期間が1年であれば、本件行政文書は是が非でも必要となる。何とも施設に都合の良いことであり、法律の定めるところであるか甚だ疑問であり、「不当な圧力等」を見越した措置であるなら尚更不当である。それから、上記のような重要な情報を申請人は予め告知として受けておらず、その不当性も否めないのではないのか。（保有期間1年）

また、「1年間の保有」と理解していれば、申請人は「一部不開示」であっても、毎年開示を求めた筈である。また、この様な法律がある事さえも知らされていない。

オ 法務省が「一部不開示」に対する正当性の主張をするについて

(ア)「法5条4号及び6号に該当する」としての記述があったが、申請人が同法を調べたところ、法務省が主張し、施設を庇う様な、また、それに該当する文言は同法の条文には見当たらなかった。

(イ)法務省は、何度も「情報を公開することで職員等に対する不当な圧力等が加わるおそれ」を主張されているが、若し、現実にもその様な事件が起こっているとすれば、その様な人種は、情報が開示されようがされまいが、どんな手段を使っても不当な圧力、つまり報復をするのであり、また、そこまで追い込まれる程の職員や施設の不当性があることも否めない。

(ウ)情報の開示に依って、職員や施設の不当行為の抑制になることは明らかであるが、逆に開示をしないからと言って、不当な圧力等が起こらないという事は言えず、つまり、法務省が主張するところの「情報開示に依って不当な圧力等を加えられる」は正当とは言えない。

(エ)上記エで述べた様に行政文書を1年間しか保有しないとすれば申請人が特定年間受け続けてきた暴行陵虐に対する社会に公表する権利は失われ、それに対し、法務省は都合の良い何の根拠も無い理由で施設を庇い被収容者の人権を無視することとなる。

以上が、法務省の一部不開示の理由説明に対する申請人の意見であります。また、申請人の意見を補填する為、資料を別に提出します。

(資料については添付を省略する)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、特定刑事施設全職員の職員名簿(写真付)(特定年度～現在までの名簿)※年齢、役職、氏名の記載されている物について、処分庁が、平成28年3月31日付け求補正書及び同年4月8日受付補正書をもって、特定刑事施設保有「特定年月日(平成28年1月1日)現在職員名簿」(本件対象文書)を特定し、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定(原処分)を行ったものに対するものであり、審査請求人は、当該不開示部分の不開示情報該当性の当否を理由として、原処分の取消し及び当該不開示部分の開示を求めていることから、以下、当該不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定刑事施設の所在地、電話番号等の情報のほか、当該施設に勤務する職員の官職及び氏名が表形式で記載されているところ、係長相当職以下の職員の氏名が不開示とされている。

刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、そのために職員の氏名を教えるよう執ように要求するような事案が多々見受けられるところ、こうした状況において、刑事施設で勤務する職員の氏名を開示することとした場合、被収容者又はその関係者等から当該職員又はその家族に対し、不当な圧力や中傷、攻撃が加えられるおそれは相当程度高い。

また、刑事施設では、各職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であるが、職員の氏名は、これを開示することにより、上記の攻撃等を懸念した職員が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるなど、法5条6号の不開示情報に該当する。

さらに、その結果として、保安事故や職員のろう絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあることから、当該職員の氏名は、法5条4号に該当する。

本件対象文書で不開示とされている職員の氏名は、いずれも国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されていないことから、これを開示した場合、当該職員に対する不当な圧力等が加えられるおそれが相当程度高くなることは上記のとおりである。そして、この結果として、施設における適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとともに、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があることから、当該職員の氏名は、法5条4号及び6号の不開示情報に該当する。

- 3 以上のとおり、当該不開示部分は、法5条4号及び6号に該当することから、当該部分を不開示とした本件決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成28年8月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月6日 | 審議 |
| ④ 同月30日 | 審査請求人より意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 同年10月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定刑事施設保有「平成28年1月1日現在職員名簿」である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示を認めるに足る相当な理由が認められないとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書には、特定刑事施設の所在地、電話番号等の情報のほか、当該施設に勤務する職員の官職及び氏名が表形式で記載されているところ、諮問庁の説明によれば、不開示とされた部分には、係長相当職以下の職員の氏名が記載されているとのことである。

(2) そこで検討するに、刑事施設で勤務する職員は、その職務の性格上、その氏名等が被収容者等に知られた場合、報復を企てようとする者等から不当な要求や威嚇等を受けるおそれがあると認められる。

また、当審査会事務局職員をして職員録を確認させたところ、不開示とされた部分に記載の職員の氏名は掲載されていないことが認められる。

以上のことからすると、当該職員の氏名を公にした場合、報復を企てようとする者等から不当な要求や威嚇等を受けるおそれが高まり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、不開示とされた部分については、法5条4号に該当することから、同条6号について判断するまでもなく、これを不開示とすることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史